

○看護のための休暇の取扱いについて

〔平成13年7月1日〕
通達（務）第26号

〔沿革〕 平成14年5月通達（務）第44号

（概要）

看護のための休暇に係る対象職員、対象親族、休暇期間等、休暇の取扱いについて規定内容を新たに整備し、適正な運用を図ることとしたものである。